

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、島根県公共工事共通仕様書（H22.4.1施行）第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

目 的

この「管理基準」は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

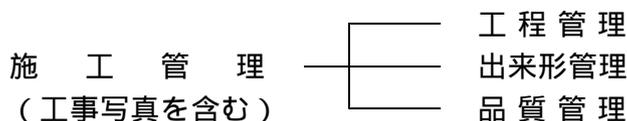
適 用

この「管理基準」は、島根県が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、港湾工事、農業土木工事、森林土木工事、漁港整備工事、漁場整備工事、その他これらに類する土木工事（以下「工事」という。）について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件により、この「管理基準」によりがたい場合、または、基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、他の施工管理によることができる。

なお、この基準は、平成22年4月1日から適用する。

構 成



管理の実施

- (1) 請負者は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 請負者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

管理項目及び方法

- (1) 工程管理
請負者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバ

ーチャート方式など)により作成した実施工程表により行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実施し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。ただし、測定数が10点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。

(3) 品質管理

1. 請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は品質管理図表(ヒストグラム、 R 、 R_s 、 R_s R_m など)を作成するものとする。ただし、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)(ロ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものとする。

(イ) 路 盤

維持工事等の小規模なもの(施工面積が500㎡未満のもの)

(ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの(施工面積が50t未満のもの)

2. 請負者は、セメントコンクリートの適用にあたり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを超えるもの)については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

規格値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

その他

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。